

経営所得安定対策等推進事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定	平成27年4月9日付け26経営第3569号
一部改正	平成27年9月30日付け27経営第1527号
一部改正	平成29年4月1日付け28政統第1937号
一部改正	平成30年4月1日付け29政統第1890号
一部改正	令和元年5月7日付け31政統第169号
一部改正	令和2年4月1日付け元政統第1617号
一部改正	令和3年4月1日付け2政統第2036号
一部改正	令和3年12月20日付け3農産第2244号
一部改正	令和4年12月27日付け4農産第3432号
一部改正	令和5年4月5日付け4農産第5515号

第1 趣旨

経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業（以下総称して「経営所得安定対策等」といいます。）の実施に必要な推進活動等のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要な経費を助成します。

第2 事業実施主体

- 1 都道府県段階における事業実施主体（以下「都道府県等」といいます。）は、次に掲げる組織です。
 - (1) 都道府県
 - (2) 都道府県農業再生協議会（別紙1「都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について」の第1に定める要件を満たすものとし、以下「都道府県再生協議会」といいます。）
- 2 地域段階における事業実施主体（以下「市町村等」といいます。）は次に掲げる組織です。
 - (1) 市町村
 - (2) 地域農業再生協議会（別紙1「都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について」の第2に定める要件を満たすものとし、以下「地域再生協議会」といいます。）

第3 事業の内容

経営所得安定対策等推進事業（以下「推進事業」といいます。）の対象となる取組は、次に掲げる取組です。

- 1 都道府県段階における推進活動（コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業に係るものを除く。）
 - (1) 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）
 - (2) 需要に応じた作物の生産方針等の策定
 - (3) 産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導
 - (4) 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動
 - (5) その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動
- 2 地域段階における推進活動（コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業に係るものを除く。）
 - (1) 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）
 - (2) 需要に応じた作物の生産方針等の策定
 - (3) 申請書類等の印刷、配布、回収、整理取りまとめ、受付
 - (4) 対象作物（産地交付金の助成作物を含みます。）の作付面積・生産数量等の確認事務
 - (5) 農業者情報のシステム入力・集計事務
 - (6) 産地交付金の要件設定・確認事務
 - (7) 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動
 - (8) 農業者の水田情報等の収集・整理事務
 - (9) 経営所得安定対策の円滑な実施に必要な一括申請等の取組（別紙2「経営所得安定対策における一括申請の取組について」）
 - (10) その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動
- 3 都道府県段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動
 - (1) 産地・実需協働プランの作成に係る活動
 - (2) その他コメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動
- 4 地域段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動
 - (1) 産地・実需協働プランの作成に係る活動
 - (2) その他コメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動
- 5 都道府県段階における畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動
 - (1) 産地・実需協働プランの作成に係る活動
 - (2) その他畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動
- 6 地域段階における畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動
 - (1) 産地・実需協働プランの作成に係る活動
 - (2) その他畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動

第4 推進活動計画の作成手続

- 1 都道府県推進活動計画
 - (1) 都道府県推進活動計画の作成主体は、第3の1、3又は5の事業を行う事業

実施主体のうち、都道府県とします。

- (2) 都道府県知事は、毎年度、管内の市町村等及び都道府県再生協議会と協議の上、取組内容、費用見込み額等を内容とする都道府県推進活動計画（様式第1号の2）を作成し、様式第1号の1により地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」といいます。）の長（以下「地方農政局長等」といいます。）に提出してください。
- (3) 都道府県知事は、(2)の計画を作成する際、管内の市町村が作成する地域推進活動計画を基に、当該都道府県における事業全体を取りまとめるものとします。

2 地域推進活動計画

- (1) 地域推進活動計画の作成主体は、第3の2、4又は6の事業を行う事業実施主体のうち、市町村とします。
- (2) 市町村長は、毎年度、地域再生協議会と協議の上、取組内容及び費用見込み額等を内容とする地域推進活動計画（様式第2号の2）を作成してください。その際、当該計画と併せて、地方農政局等と協議して、市町村、地域再生協議会、地方農政局等の役割分担を記した経営所得安定対策等に係る年間スケジュール（様式第2号の3）を作成し、様式第2号の1により都道府県知事へ提出してください。

第5 推進活動計画の認定

1 都道府県推進活動計画の認定手続

- (1) 地方農政局長等は、都道府県知事から第4の1により都道府県推進活動計画の提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が適切と認めるときは、当該計画を認定します。
- (2) 地方農政局長等は、都道府県推進活動計画を認定した際は、その結果を都道府県知事に通知します。
- (3) 都道府県知事は、都道府県推進活動計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、推進活動計画の変更（中止又は廃止）認定の申請（様式第3号の1）を作成し、地方農政局長等の認定を受けてください。
 - ① 事業の中止又は廃止
 - ② 事業実施主体の変更
 - ③ 都道府県段階又は地域段階のいずれかの経費の3割を超える変更
 - ④ 事業実施主体における国庫補助金の増

2 地域推進活動計画の認定手続

- (1) 都道府県知事は、市町村長から第4の2の地域推進活動計画の提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が適切と認めるときは、計画を認定してください。
- (2) 都道府県知事は、地域推進活動計画を認定した際は、その結果を市町村長に通知してください。

(3) 市町村長は、地域推進活動計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、様式第3号の2を作成し、都道府県知事の認定を受けてください。

- ① 事業の中止又は廃止
- ② 事業実施主体の変更
- ③ 第6の3、4又は5に掲げる経費区分のうち、それぞれ(5)又は(6)の経費の3割を超える増減
- ④ 事業実施主体における国庫補助金の増

3 計画の事前認定

(1) 都道府県推進活動計画の事前認定

都道府県推進活動計画の作成主体は、事業年度開始前においても第4の1に準じて都道府県推進活動計画を作成し、地方農政局長等に提出することができるものとします。

地方農政局長等は都道府県推進活動計画の提出があった場合は、第5の1の(1)及び(2)に準じて当該計画を認定するものとします。認定された都道府県推進活動計画については、当該計画の変更のない場合には、1に基づく認定を受けたものとします。

(2) 地域推進活動計画の事前認定

地域推進活動計画の作成主体は、事業年度開始前においても第4の2に準じて地域推進活動計画を作成し、都道府県知事に提出することができるものとします。

都道府県知事は地域推進活動計画の提出があった場合は、第5の2の(1)及び(2)に準じて当該計画を認定するものとします。認定された地域推進活動計画については、当該計画の変更のない場合には、2に基づく認定を受けたものとします。

第6 推進事業補助金の交付

1 国は、予算の範囲内において、第3の1及び2に定める活動の実施に必要な経費のうち3に掲げるもの、第3の3及び4に定める活動の実施に必要な経費のうち4に掲げるもの並びに第3の5及び6に定める活動の実施に必要な経費のうち5に掲げるものを都道府県知事に交付します。

2 市町村長は、都道府県が定めるところにより、第3の2に定める活動の実施に必要な経費のうち3に掲げるもの、第3の4に定める活動の実施に必要な経費のうち4に掲げるもの及び第3の6に定める活動の実施に必要な経費のうち5に掲げるものについて、都道府県知事に交付を申請してください。

3 推進活動経費の区分及び使途内容

(1) 謝金

作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」といいます。）の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等

(2) 旅費

本制度の推進、指導及び研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費 等

(3) 賃金及び共済費等

都道府県等及び市町村等が任用又は雇用する職員の以下に掲げる経費

- ① 正規職員の超過勤務に対して支払う対価
- ② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員への給料、報酬及び期末手当等並びに共済費（社会保険料及び児童手当拠出金をいいます。以下同じ。）等
- ③ 臨時雇用職員の賃金及び超過勤務に対して支払う対価並びに共済費等
- ④ 第3の2の（9）の取組を生産出荷団体が実施する場合の生産出荷団体の職員の賃金等

(4) 事務等経費

印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含みます。）、借料・損料（会場借料、パーソナルコンピュータ等のリース料等）、会議費（弁当代・お茶代は除きます。）、備品費 等

(5) 委託費

都道府県等及び市町村等が実施する第3の1及び2に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

(6) 助成費

都道府県等及び市町村等が実施する第3の1及び2に掲げる取組に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費

4 コメ新市場開拓等促進事業推進活動経費の区分及び使途内容

(1) 謝金

作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布、協議会会員、外部専門家の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等

(2) 旅費

本制度の推進、指導、研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費 等

(3) 賃金及び共済費等

都道府県等及び市町村等が任用又は雇用する職員の以下に掲げる経費

- ① 正規職員の超過勤務に対して支払う対価
- ② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員への給料、報酬及び期末手当等並びに共済費 等
- ③ 臨時雇用職員の賃金及び超過勤務に対して支払う対価並びに共済費等

(4) 事務等経費

印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含みます。）、

借料・損料（会場借料、パーソナルコンピュータ等のリース料等）、会議費（弁当代・お茶代は除きます。）、備品費 等

(5) 委託費

都道府県等及び市町村等が実施する第3の3及び4に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

(6) 助成費

都道府県等及び市町村等が実施する第3の3及び4に掲げる取組に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費

5 畑作物産地形成促進事業推進活動経費の区分及び使途内容

(1) 謝金

作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布、協議会会員、外部専門家の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等

(2) 旅費

本制度の推進、指導、研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費 等

(3) 賃金及び共済費等

都道府県等及び市町村等が任用又は雇用する職員の以下に掲げる経費

① 正規職員の超過勤務に対して支払う対価

② 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員への給料、報酬及び期末手当等並びに共済費 等

③ 臨時雇用職員の賃金及び超過勤務に対して支払う対価並びに共済費等

(4) 事務等経費

印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含みます。）、借料・損料（会場借料、パーソナルコンピュータ等のリース料等）、会議費（弁当代・お茶代は除きます。）、備品費 等

(5) 委託費

都道府県等及び市町村等が実施する第3の5及び6に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

(6) 助成費

都道府県等及び市町村等が実施する第3の5及び6に掲げる取組に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費

6 推進活動経費、コメ新市場開拓等促進事業推進活動経費及び畑作物産地形成促進事業推進活動経費に係る留意事項

(1) 謝金の支払方法や単価については、基本的に実働時間に基づく支払いとするとともに、地域の類似業務等を参考に単価を検討するなど、業務内容に見合うものとし、謝金に関する規程に定めてください。

(2) 旅費について、パック及び割引運賃等の設定がある場合は、積極的に活用することとし、旅費に関する規程に定めてください。

(3) 3の(3)、4の(3)及び5の(3)に規定する賃金及び共済費並びに3の(4)、4の(4)及び5の(4)に規定する事務等経費について、他の業務との兼務又は兼用がある場合は、利用割合等に応じた経費負担割合を定めた上で、費用を按分してください。

また、事務室の借料を支出する場合は、面積等当該経費の妥当性を検証した上で、必要最低限のものとし、その単価等は、当該地域(都道府県又は市町村)における水準に準拠させてください。

さらに、会計年度任用職員及び臨時雇用職員への賃金等を支出する場合は、日報等で業務の実施状況を確認してください。

(4) 委託費については、第3の1及び2、3及び4並びに5及び6に掲げる取組以外の経費が含まれないよう、その支出範囲を明確にするとともに、他の地域の委託経費等も参考とし、委託内容の検討を行った上で、契約してください。

第7 事業の着手

1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとしています。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、都道府県知事は、あらかじめ、地方農政局等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した経営所得安定対策等推進事業交付決定前着手届(様式第4号)を作成し、地方農政局長等に届け出てください。

2 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合において、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手してください。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行ってください。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)第5の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。

3 1のただし書により交付決定前に着手する場合について、地方農政局等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにします。

4 1から3までの規定にかかわらず、第3の3から6までの事業については、第3の3から6までの事業に係る要望の調査が開始された時点から交付決定までに実施した当該事業に係る経費を含めることができることとします。

第8 事業の実施状況の報告等

1 都道府県知事は、市町村からの報告を取りまとめ、取組内容、目的及び事業に要

した経費等について、証拠書類等の提供を受けた上で、十分な検証を行い、翌年度の6月末までに、事業実施状況報告（様式第5号の2）を作成し、様式第5号の1により地方農政局長等に報告してください。また、都道府県知事は、必要に応じて、管内全ての市町村に対して、執行内容が適切なものとなるよう、助言・指導を行ってください。

- 2 市町村長は、当該地域における推進活動の実施状況を取りまとめ、都道府県知事の定める期日までに、事業実施状況報告（様式第6号の2）を作成し、証拠書類とともに、様式第6号の1により都道府県知事に報告してください。
- 3 地方農政局長等は、1にかかわらず、必要に応じて都道府県知事に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとします。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとします。その際、都道府県知事及び市町村長は地方農政局長等の求めに応じて、調査に協力してください。

附 則（平成27年4月9日付け26経営第3569号）

- 1 この通知による改正は、平成27年4月9日から施行します。
- 2 この通知の施行に伴い、水田・畑作経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成19年3月27日付け18経営第7713号農林水産事務次官依命通知）、水田・畑作経営所得安定対策推進事業実施要領（平成19年3月27日付け18経営第7714号農林水産省経営局長通知）及び直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）は廃止します。

ただし、廃止前の同要綱及び要領により平成26年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成27年9月30日付け27経営1527号）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行します。
- 2 この通知の施行前に、農林水産省経営局長がこの通知による改正前の経営所得安定対策等推進事業実施要綱（以下「旧実施要綱」といいます。）の規定によりした指示その他の行為（以下「指示等」といいます。）は、農林水産省政策統括官がした指示等とみなします。
- 3 この通知の施行前に、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長が旧実施要綱の規定によりした審査その他の行為（以下「審査等」といいます。）は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所長がした審査等とみなし、この通知の施行前に旧実施要綱の規定により地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に対してした届出その他の行為（以下「届出等」といいます。）は、当該地域センターの管轄区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所の長に対してした届出等とみなします。

附 則（平成29年4月1日付け28政統1937号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等推進事業実施要綱の規定により平成28年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成30年4月1日付け29政統第1890号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正後の第8の規定については、平成30年4月1日から適用するものとします。
- 3 この通知による改正前の経営所得安定対策等推進事業実施要綱の規定により平成29年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和元年5月7日付け31政統第169号）

- 1 この通知は、令和元年5月7日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によります。
- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附 則（令和2年4月1日付け元政統第1617号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によります。

附 則（令和3年4月1日付け2政統第2036号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によります。

附 則（令和3年12月20日付け3農産第2244号）

- 1 この通知は、令和3年12月20日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によります。

附 則（令和4年12月27日付け4農産第3432号）

- 1 この通知は、令和4年12月27日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従

前の例によります。

附 則（令和5年4月5日付け4農産第5515号）

- 1 この通知は、令和5年4月5日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によります。